

(平成25年9月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

四国（徳島）厚生年金 事案 1097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月21日から47年1月21日まで

A社に継続して勤務していた期間のうち、同社D工場から同社C工場に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、申立人の妻から提出された勤続表彰状及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社D工場から同社C工場に異動したとする複数の同僚が、それぞれ、「異動は、昭和46年12月20日頃だった。」、「異動は、同年12月中には決まっており、47年1月6日頃から同社C工場に出勤したと思う。」と供述していること及び同社D工場における資格喪失日に係る記録から判断すると、46年12月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における

昭和 47 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（高知）厚生年金 事案 1098

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和52年9月から53年8月までは22万円、同年9月から54年8月までは24万円、同年9月は28万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は28万円、55年1月は26万円、同年2月から同年5月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月12日から55年6月1日まで

A社で勤務した期間の年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は同社から支給された給与額より低く記録されている。申立期間の給与明細書を所持しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和52年9月から55年4月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、52年9月から53年8月までは22万円、同年9月から54年8月までは24万円、同年9月は28万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は28万円、55年1月は26

万円、同年2月から同年4月までは28万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和55年5月は、申立人は、同年同月に係る給与支給明細書を保有していないものの、52年9月から54年4月までの期間に係る給与支給明細書から、厚生年金保険料控除額は、毎年9月に上がり翌年8月まで同額であること、及び申立期間の同僚の一人は、「私も他の同僚も退職月の勤務状況及び給与支給内容は、それまでと変わらなかった。」と供述していることから判断すると、当該期間についても直前の報酬月額と同額の給与額が支給され、55年4月と同額の保険料が控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、昭和55年5月の標準報酬月額については、28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和52年5月から同年8月までの期間については、前述の給与支給明細書により申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と比較して、同年5月から同年7月までは同額であり、同年8月は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和29年8月3日に、資格喪失日に係る記録を同年11月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年8月は5,000円、同年9月及び同年10月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月3日から同年11月22日まで
② 昭和31年1月16日から同年3月25日まで

私は、申立期間①において、A氏が所有するB丸に食事係として実兄と一緒に乗り組み、申立期間②はC市D漁業協同組合（現在は、F漁業協同組合）が所有するE丸に乗り組んだ。いずれの申立期間も船員として勤務したにもかかわらず、船員保険の被保険者となっていないため、申立期間①及び②において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「5月か6月頃にA氏が所有するB丸に乗船した。半年に満たない程度の乗船期間であったが、乗船も下船も兄と一緒にだった。」と主張しているところ、昭和29年8月3日に当該船舶所有者において船員保険の被保険者資格を取得した同僚が、申立人及びその兄は、同船と一緒に乗っていたと回答していること、及び申立人の兄の当該船舶に係る船員保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間①において、B丸に乗り組んでいたものと認められる。

また、船舶所有者Aにおいて船員保険の被保険者記録が確認できる者は、「当該船舶所有者は、船に乗れば、船員保険を掛けてくれていた。一人だけ加入させないということはなかったと思う。」と供述している上、複数の同

僚及び申立人が供述した当時のB丸の船員数（約20人）と、昭和29年1月から30年12月までの期間（休漁期であったと考えられる昭和29年5月から同年7月までの期間、30年5月及び同年6月の期間を除く。）における当該船舶所有者における船員保険被保険者数（約21人）は、ほぼ一致していることから判断すると、当該船舶所有者は、B丸に乗り組む船員全員を船員保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、申立人の兄は申立期間①において、船舶所有者Aにおける船員保険の被保険者記録が確認できる上、申立人が同僚として名前を挙げた者については申立期間①と重複する昭和29年9月1日から同年12月30日までの期間において、同被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該船舶所有者における申立人の兄及び同職務の同僚の記録から判断すると、昭和29年8月は5,000円、同年9月及び同年10月は6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主の連絡先等が不明であるため、供述を得ることはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年8月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、当該期間において、C市D漁業協同組合における船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、申立人の紹介でE丸に乗り組み、申立人と一緒に下船した。」と供述している上、別の同僚も申立人の乗船を記憶していることから、申立人は、申立期間②において、同船に乗り組んでいたことが推認できる。

しかしながら、E丸の船員として、申立人と前述の同僚が名前を挙げた者のうちの4人については、C市D漁業協同組合における船員保険の被保険者記録が確認できない上、当該4人は死亡又は連絡先不明のため、供述を得ることができない。

また、前述の同僚は、「E丸には10人乗っていたが、全員が船員保険に加入していたかどうかは分からない。」と供述しており、ほかの同僚からも同船の船員に係る保険料控除の取扱いについて具体的な供述を得ることができない。

さらに、F漁業協同組合は、「申立期間②当時の資料は一切残っていない

い。」と回答していることから、当該期間における保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成21年1月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月2日から21年9月1日まで
② 平成20年12月
③ 平成21年7月
④ 平成21年12月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額が実際の給与額よりも低額となっているので、実際の給与額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③及び④に係る賞与が年金記録に反映していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成21年1月の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書及び事業主の回答から確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「オンライン記録どおりの届出及び保険料納付を行った。」と回答していることから、上記訂正後の標準報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 16 年 2 月から 20 年 12 月までの期間及び 21 年 2 月から同年 8 月までの期間については、申立人から提出された給料明細書により、おおむね、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②、③及び④については、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書及び給料明細書（賞与）において、いずれも厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できることから、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

四国（高知）国民年金 事案 500（高知国民年金事案 519 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 63 年 11 月まで

私は、昭和 62 年 11 月頃、A 市役所の担当者から「今から 60 歳到達までは 23 年だが、2 年分の国民年金保険料を遡って納付すれば合計 25 年になるため、将来、年金がもらえるようになる。」と電話で説明を受け、その後、郵送されてきた書類を返送して国民年金の加入手続を行い、数日後に届いた 1 年分の納付書及び 2 年分の遡った納付書で合計 3 年分の国民年金保険料を毎月納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

平成 22 年 10 月 5 日付けの年金記録に係る確認申立てに対し、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、国民年金の加入手続を行った昭和 62 年 11 月から 3 年以上経過して年金手帳が送付されてきたこと、及び国民年金の加入手続を行った半年くらい前に国民健康保険の加入手続を行ったことを思い出したため再申立てをするので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 2 月 27 日に払い出されたものと推認され、当該払出時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、平成元年度の過年度保険料及び 3 年度の現年度保険料が平成 3 年 5 月から 4 年 3 月までの期間において、ほぼ毎月収納されていることが確認できることから、申立人が主張する遡及納付等は、当該過年度納付及び現年度納付であるものと考えても不自然ではないことなどから、既に年金記録確認高知地方第三者委員会（当時）の決定に基づいて 23 年 3 月 30 日付け年金記録の訂正は必要とまで

は言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、「年金手帳は、国民年金の加入手続を行ってから3年以上経過した後に郵送されてきたこと、及び昭和62年11月頃、国民年金の加入手続を行い、その半年くらい前に国民健康保険の加入手続も行ったことを思い出したため、国民年金の加入手続時期及び国民年金保険料納付開始時期は、62年で間違いない。」と主張している。

しかしながら、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年2月27日に払い出されたものと推認されるどころ、昭和62年4月から63年3月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、申立人に対して払い出された別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、年金事務センターは、「国民年金の加入手続から3年以上経過して年金手帳が送付されるとは考え難い。」と回答している。

また、A市保険医療課は、「申立人の国民健康保険被保険者資格の取得日は、昭和62年4月1日である。」としているものの、申立人が国民健康保険の加入手続を行った日は特定できないとしている。

このほか、年金記録確認高知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案1100（徳島厚生年金事案455、654及び734の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月20日から同年12月28日まで

申立期間については、A社が所有するB丸に乗り組んでいたが、船員保険の被保険者記録が無く納得できない。

B丸に乗り組み、船員保険にも加入していたはずなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしいとして、年金記録確認徳島地方第三者委員会（当時）に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、A社の代表取締役の文書を提出するとともに、前回の再申立てにおいて提出した元B丸乗組員の文書及び船員保険の届出が法律で定められていたことを示す資料等の内容も踏まえた上、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る当初の申立てについて、申立人が所持する船員手帳の記載、事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A社が所有する「B丸」に雇入れされていたことは推認できるものの、i) 前述の船員手帳において、申立期間当時、申立人が乗り組んでいたB丸に申立人の父親が船長として乗り組んでいたことが確認できるところ、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の父親の氏名等は確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では必ずしも全ての乗組員を船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、ii) 前述の被保険者名簿において、申立事業所が船員保険の適用事業所に該当した昭和40年2月10日から45年2月2日までに船員保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無いこと、iii) 申立事業所に係る登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人及びC氏が共同で代表取締役であったことが確認できるところ、申立人及び同氏は、「当時、

船員保険料は、船主、事業主が負担することが慣例化していたため、船員の給与から、船員保険料の控除は行っていなかった。」と供述しているものの、船舶所有者名簿において、申立事業所は既に船員保険の適用事業所でなくなっており、当時の関連資料等も保管されておらず、当該供述について確認することができないことなどから、既に年金記録確認徳島地方第三者委員会の決定に基づき平成22年8月3日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、前々回の再申立てに当たり、申立人から、i) 申立人が申立期間の以前から、申立人の父親と共に船舶に乗り組み、海運業を営んでいたことを証明する関係者の文書、及び申立人の父親の名前が刻まれた、D港の石碑の写真が新たな資料として提出されたところ、当該資料をもって、申立人が申立期間において船員保険に加入し、給与から船員保険料が控除されていたものと推認することはできないこと、ii) 申立人は、「当時、B丸では、『船長』、『一等航海士』、『機関長』、『一等機関士』として乗り組む資格を持った者は『船舶職員』と呼ばれ、私を含めてこれら職員の月給は全て手取りで5万円だった。例えば、共にB丸に乗り組んでいたE氏も同様に船舶職員であり、給与も手取りで5万円だったはずだ。E氏に船員保険の被保険者記録があるのであれば、私も船員保険に加入し給与から船員保険料が控除されていたはずである。」と主張しているところ、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、E氏の被保険者記録は確認できるものの、同氏の連絡先等は不明であり当時の状況について聴取することはできない上、同名簿に記載された同氏の標準報酬月額から推定される給与額は、申立人の主張と符合しないことなど、申立内容を裏付ける事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認徳島地方第三者委員会の決定に基づき平成23年5月24日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、前回の再申立てに当たり、申立人から、i) A社設立時の定款が新たな資料として提出されたところ、申立人は、「A社は、B丸の前船主の船員を引き継いでおり、待遇については以前の条件を引き継ぐよう頼まれ、取締役会で合意の上、引き継ぎを行っている。私と父は、前船主が下船した代わりに乗船したので、船員保険の加入時期が異なり記録が無い。」と主張しているものの、当該主張をもって、申立人が申立期間において船員保険に加入し、給与から船員保険料が控除されていたものと推認することはできないこと、ii) 申立人から提出された元B丸乗組員のE氏（前述の同僚）の署名が確認できる申立人宛ての文書によれば、「就業規則は船員がいつでも見える場所にぶら下げていますから、申立人親子の給料及び船員保険が給料から天引きされていることは、他の船員同様でした。」と記載されているものの、オンライン記録において同氏の住所等を確認することはできない上、申立人へ同氏の連絡先について照会しても回答が得られないことから、申立人

の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的供述等も得られないこと、iii) 申立人は、「昭和39年以降、保険事務所（社会保険事務所）に対して会計検査院による検査が行われ、各地区の指名された船主から提出された各種帳簿において、船員保険の未加入者が確認された場合は、遡って船員保険に加入させられているはずである。」と主張しているところ、会計検査院に照会しても、申立事業所が会計検査院の検査を受けた事実は確認できないことなどから、既に年金記録確認徳島地方第三者委員会の決定に基づき平成23年10月12日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、申立事業所の代表取締役であったC氏による給与から保険料を控除していたとする文書を新たな資料として提出しているところ、同氏に同文書の内容について確認したところ、「当時のことは、古いことなので覚えていない。私が所有する船に乗り組んでいた者は全員船員保険に加入していた。加入していた者は健康保険証を持っていたので自分自身でも分かっていたと思う。船員の給与から、船員保険料の控除は行っていなかった。当時のことが分かる書類は保管していない。」と供述しており、同文書をもって、申立人が申立期間において船員保険に加入し、給与から船員保険料が控除されていたものと推認することはできない上、再度、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名等は確認できない。

また、前回の再申立てにおいて、申立人から提出された元B丸乗組員のE氏の署名が確認できる申立人宛ての文書を再提出しているところ、日本年金機構の調査によって同氏の連絡先が判明したものの、同氏は既に亡くなっており、申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的供述等も得られない。

さらに、申立人からは船員保険の届出が法律で定められたものである証拠として、「船員保険ノ被保険者資格得喪届出等ニ関スル件(昭15. 4. 25厚生・逓信省令第1号)」に係る書籍の写しが新たな資料として提出されているところ、当該資料をもって、申立人が申立期間において船員保険に加入し、給与から船員保険料が控除されていたものと推認することはできない。

そのほかに年金記録確認徳島地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国(愛媛)厚生年金 事案 1101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間は、A社から関連会社のB社(現在は、C社)に転籍となった時期であり、当該期間は継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。転籍したB社は、当時、事務所として機能していなかったため、給与計算や社会保険事務等の事務処理は、引き続きA社において行われていたと思われる、給与から申立期間の厚生年金保険料も引き続き控除されていたはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の供述、A社から提出されたB社設立に当たりD労働組合と交わされた転籍者に関する協定書及び申立人に係るA社からB社への転籍の通知書によると、申立人は、昭和55年6月21日付けで、A社から関連会社であるB社に転籍し、申立期間については、同社で引き続き勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の転籍先であるB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和55年11月1日であることが確認できるところ、申立人は、「転籍当時のB社の従業員に係る社会保険事務は、引き続きA社で行われていたと思うので、転籍後も厚生年金保険料は引き続き給与から控除されていたと思う。」と主張している。

しかしながら、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同被保険者資格喪失日は昭和55年6月21日と記載されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社からB社に転籍した申立人を含む5人は、いずれも同日付けで健康保険の任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、A社及びC社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。